

## リスクアセスメントの必要な化学物質が追加されます。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 218 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。）が平成 29 年 8 月 3 日に公布され、平成 30 年 7 月 1 日から施行されますが、本改正は、「平成 28 年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書」（平成 29 年 2 月 21 日公表）を踏まえ、一定の有害性が明らかになった物（下表に示す結晶質シリカ以外の 10 物質。以下「追加対象物質」という。）を以下の(1)から(3)までの措置の対象となる物質（以下「対象物質」という。）として追加するとともに、シリカのうち非晶質のものを対象物質から除外するため、必要な改正を行うものです。このうち、非晶質シリカを対象物質から除外する改正のみ公布の日から施行されます。なお、既に「シリカ」として表示・通知されているものについてはラベル・SDS の内容の修正は不要です。

- (1)労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条 1 項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）
- (2)法第 57 条の 2 第 1 項の規定による化学物質等の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）
- (3)法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

### 令別表第 9 に新たに定める表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切値一覧

物質名	CAS 番号	裾切値	
		表示 (重量%) (安衛則第 30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第 34 条の 2 関係)
アスファルト	8052-42-4	1%未満	0.1%未満
1 クロロ 2 プロパノール	127-00-4	1%未満	1%未満
2 クロロ 1 プロパノール	78-89-7	1%未満	1%未満
結晶質シリカ	14808-60-7 他	0.1%未満	0.1%未満
ジチオリン酸 O, O ジエチル S (ターシャリ プチルチオメチル) (別名テルブホス)	13071-79-9	1%未満	0.1%未満
フェニルイソシアネート	103-71-9	1%未満	0.1%未満
2, 3 ブタンジオン (別名ジアセチル)	431-03-8	1%未満	0.1%未満
ほう酸	10043-35-3	0.3%未満	0.1%未満
ポルトランドセメント	65997-15-1	1%未満	1%未満
2 メトキシ 2 メチルブタン (別名ターシャリ アミルメチルエーテル)	994-05-8	1%未満	0.1%未満
硫化カルボニル	463-58-1	1%未満	1%未満

上記の CAS 番号は例示であり、上記に記載の無い CAS 番号が存在する場合もあること。